

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、26 都道府県、261 市区町村、1 一部事務組合、1 独立行政法人、18 国立大学法人等、21 学校法人、25 宗教法人、18 公益財団法人等、9 会社及び49 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、5 県、2 市、2 区、9 学校法人、計 18 事業主体が義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、学校施設環境改善交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 135,892,810 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,947,000 円

認定こども園施設整備交付金(以下「交付金」という。)は、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成 27 年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的として、都道府県(間接補助事業等においては市町村(特別区を含む。以下同じ。))が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、学校法人等が設置する認定こども園等において教育を実施する部分の改造等を行う事業に対して、都道府県(間接補助事業等においては市町村)が補助金等を交付する事業とされている。

交付要綱等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とされており、このうち本体工事費は、工事請負費、工事事務費、実施設計に要する経費等とされている。ただし、外構工事(門、フェンスの設置等の防犯対策を除く。)に要する経費は、交付対象経費としないこととされている。また、工事事務費、実施設計に要する経費等については、交付金の内定額の提示(以下「内定」という。)を受ける前に契約したものは交付対象経費としないこととされている。そして、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 本体工事費、解体撤去工事費等ごとの基準額と各種加算額を、認定こども園等において教育を実施する部分に係る定員数に応じて定められた額を用いるなど所定の方法により算出して合計する(以下、合計した額を「交付基礎額」という。)
- ② 交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に国の負担割合 2 分の 1 を乗ずるなどした額(以下「選定額」という。)を算出する。

③ ①の交付基礎額と②の選定額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

本院が、10 都道府県、18 市区町及び1 学校法人において会計実地検査を行ったところ、1 学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付対象事業の種別	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(58)	熊 本 県	熊 本 県	八 代 市 認定こども園整備 学校法人八代聖愛学園 (事業主体)	元、2	36,140	1,947	交付対象経費とならない交付金の内定前に締結した契約に係る経費等を含めて交付対象経費を算出していたもの

学校法人八代聖愛学園は、令和元、2 両年度に、認定こども園の改造を行う事業を実施し、八代市に事業実績報告書等を提出して、同市による審査を経て交付金を原資とする同市の補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、交付基礎額 58,488,000 円と、同法人から提出された事業実績報告書等に基づく交付対象経費の実支出額 72,280,412 円により算出した選定額 36,140,000 円とを比較して、少ない方の額である 36,140,000 円を交付額と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、交付金の内定を受けた元年 6 月より前の平成 31 年 3 月に設計業者との間で締結した契約に係る実施設計に要する経費 1,453,950 円及び工事事務費 739,382 円並びに防犯対策に該当しない外構工事に要する経費 1,701,069 円が交付対象経費とならないのに、これらを含めて事業実績報告書等を提出していた。

したがって、上記の交付対象経費とならない経費計 3,894,401 円を除いた適正な交付対象経費の実支出額 68,386,011 円により交付金の交付額を算定すると 34,193,000 円となることから、前記の交付額との差額 1,947,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において交付金の交付対象経費についての理解が十分でなかったこと、同市において同法人から提出された事業実績報告書等の審査及び同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

7 件 不当と認める国庫補助金 53,103,810 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号。以下「負担法」という。)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対して交付するものである。

負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。))に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている(次式参照)。